

電気柵等の購入費助成制度について

野生鳥獣による農作物被害等を防止するため、鳥獣被害対策として整備する電気柵等の資材費について助成を行います。

【制度の内容】

1 対象者

野生鳥獣による農作物被害等の防止に向けた取組みを行う自治会若しくは農家組合又は個人等。ただし電気柵整備については次の要件を満たすもの。

(今年度から個人も対象となりました。)

- (1) 自治会若しくは農家組合で申請する場合、電気柵を整備することによる受益者を3戸以上確保できること
- (2) 設置する電気柵を適切に維持管理できること。

2 支援対象経費

鳥獣被害防止対策資材の購入費

・補助対象となる資材の例

電気柵のパワーボックス(電源部分)、ワイヤー、ポール、クリップ、電圧チェッカー、危険表示板など

追い払い用花火、忌避剤、爆音機など

・補助対象とならない資材の例

防草シート、電気柵の設置に使う工具、設置委託費など

3 補助率等

補助金の額は次の表のとおり

資材	対象	補助率	上限金額
電気柵	自治会若しくは農家組合	補助対象経費の4分の3以内	50万円
	上記以外	補助対象経費の2分の1以内	50万円
その他資材	全て	補助対象経費の4分の3以内	10万円

(補助金額の例)

・電気柵購入の場合

【自治会・農家組合で申請】

購入費 60 万円の場合 $600,000 \text{ 円} \times 0.75 = 450,000 \text{ 円}$ (補助額 45 万円)

【個人等で申請】

購入費 60 万円の場合 $600,000 \text{ 円} \times 0.5 = 300,000 \text{ 円}$ (補助額 30 万円)

・その他の資材の場合

購入費 12 万円の場合 $120,000 \text{ 円} \times 0.75 = 90,000 \text{ 円}$ (補助額 9 万円)

購入費 20 万円の場合 $200,000 \text{ 円} \times 0.75 = 150,000 \text{ 円}$ (補助額 10 万円)

4 申請の手続方法

別紙「魚沼市獣害対策電気柵整備事業補助金交付の流れ」参照